

【プライバシー権】

プライバシー権は、憲法の条文に明記されていない。しかし、憲法は、自律した個人が人格的に生存することを保障するものである。よって、人格的生存に不可欠な利益は13条後段により保障される。

個人が人格的に生存するためには、外部から干渉されず自律できる私的な領域を設けることが必要である。そのため、第1に私生活をみだりに公開されない権利としてプライバシー権が認められる。

また、個人が、自己の人格を外部からどのように評価されるかを自律的に決定するためには、自己の情報のうちどれを公表するかを自らコントロールする必要もある。特に情報化社会では、情報が広範囲に広まるため、自己の情報をコントロールすることが人格的生存に不可欠である。そのため、第2に自己情報コントロール権もプライバシー権として認められる。